

海原会 会員資格規則

公益財団法人海原会定款36条に基づき、公益法人海原会会員の資格を次のように規定する。

(会員資格)

第1条 公益財団法人海原会（以下「本会」という）の会員となるべき資格を次のように規定する。

- (1) 予科練出身者
- (2) 当法人の設立目的及び趣旨に賛同する者

(会員の種類)

第2条 本会に、次の会員を置くものとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(入会)

第3条 本会の会員は、次の手続きを経た者とする。

- (1) 前条第1号で入会手続きを行い、理事長の承認を得た者
- (2) 前条第2号で入会申し込みを行い、理事長の承認を得た者

(通知)

第4条 理事長は、前条の申し込みを受けたときは、その可否を決定し、結果を本人に通知するものとする。

(行事参加及び機関誌購読)

第5条 会員は、理事長の承諾を得て本会の主催する各種行事に参加し、又は本会が発行する機関誌を購読（無償）することができる。

(退会)

第6条 当法人の会員は、会員の自由意志により退会することができる。

- 2 退会を希望する会員は、その旨を事務局に申し出るものとする。

- 3 事務局は退会希望の申し出をうけたときは、会員登録を抹消するとともに、本人にその旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次に掲げる状態にある場合は、資格を喪失するものとする。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 禁治産者又は準禁治産者の宣告をうけたとき。
- (5) 海原会会員として相応しくないと判断される行為等があった場合

附 則

- 1 本規則は平成 22年 11月 5日から施行する。
- 2 当法人設立の前日に、財団法人海原会の賛助会員であったものは、本手続きを経て入会した者とみなす。